

## 若者移住者(IJUターン)就職奨励金のご案内

### ◆申請要件

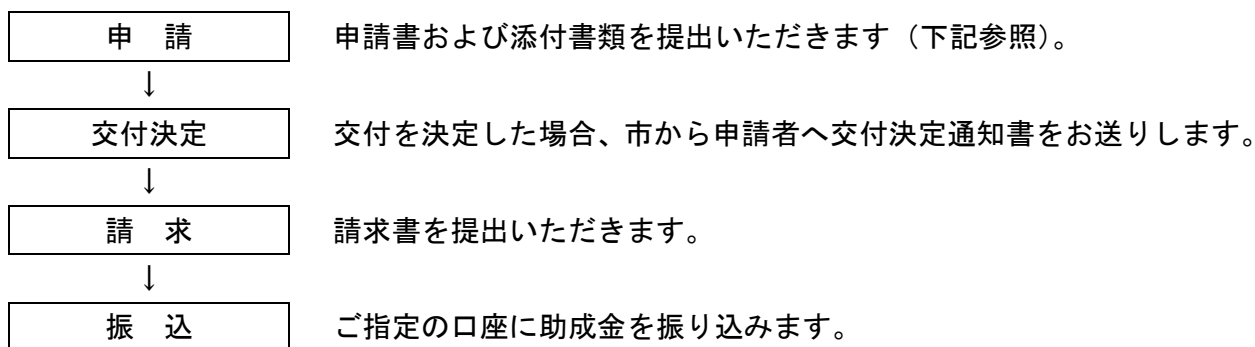
下記①～⑧をすべて満たすことが必要です。

- ① 秩父地域1市4町外に継続して1年以上住所を有した後、秩父市に転入したこと
- ② 秩父市に2年以上住む意思があること ※ 2年未満となった場合は返還金が生じます。
- ③ 秩父市に転入した日における年齢が45歳以下であること
- ④ 平成31年4月1日以降、新たに秩父市内の法人・個人事業所（国、地方公共団体、独立行政法人等の公共的団体を除く）に就職したこと
- ⑤ 就職した日から6か月以内に秩父市に転入した、または、転入した日から3か月以内に就職したこと
- ⑥ 上記4の就職が正規雇用によるもの（下記の3要件を満たすもの）であること
  - ・ 期間の定めがないこと
  - ・ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
  - ・ 社会保険の被保険者であること
- ⑦ 自らが居住するための賃貸住宅（社宅、社員寮等または2親等内の親族所有の住宅を除く）を契約し、その家賃を支払うこと
- ⑧ 転入前住所地の市区町村及び秩父市への税金の未納がないこと

### ◆助成金額

1人あたり20万円（予算額は年度あたり50人分）

### ◆手続きの流れ



### ◆申請方法

下記①～⑨を「秩父市移住相談センター」へ直接または郵送にてご提出ください。

- ① 秩父市若者移住者（IJUターン）就職奨励金交付申請書【様式第1号】
- ② 雇用契約書、雇入れ通知書等の写し
- ③ 就労証明書（別紙1）
- ④ 申請者および世帯員の住民票（秩父市の住民票）の写し
- ⑤ 申請者の戸籍の附票の写し（転入前1年間の住所地がわかるもの）
- ⑥ 賃貸住宅に係る賃貸契約書の写し  
（裏面に続く）

- ⑦ 健康保険証の写し
  - ⑧ 誓約書兼同意書（別紙 2）
  - ⑨ 転入前住所地の市区町村が交付する未納税額のないことを証明する書類
- ※④⑤⑨につきましては発行から 3 カ月以内の書類が有効となります

お問い合わせ

秩父市役所 市長室 地域政策課 移住相談センター

〒368-0046 埼玉県秩父市宮側町 1 番 7 号

TEL/FAX : 0494-26-7946 E-mail : [seisaku@city.chichibu.lg.jp](mailto:seisaku@city.chichibu.lg.jp)